

事務連絡  
令和6年5月27日

川崎市内 障害福祉サービス（※）事業所等 管理者様

※生活介護、短期入所（医療型を除く。）、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型のみ

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

川崎市施設系市単独加算（定率加算）における単位数台帳掲載の予定について

日頃より本市の障害福祉業務に御協力及び御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年4月に本市が掲載しました施設系市単独加算（グループホームは含まれません）において、一部の「定率加算」について、単位数の計算に誤りがあり、1円程度の差が生じていることが分かりました。

つきましては、以下のとおり、修正した単位数台帳をかながわシステムに掲載する予定ですので、定率加算を算定する事業所におかれましては、令和6年度分サービス提供分の請求を行う前に必ず取り込み作業をお願いします。

#### 掲載（予定）日：令和6年5月31日（金）午後

※システムの関係で掲載作業は今月末となってしまいます。予め御承知おきください。

※掲載が完了した段階で、その旨をお知らせする通知を発出する予定です。

※取り込み作業をしないで「定率加算」を請求した場合、請求エラーになる可能性がございます。

※「定率加算」を請求しない事業所は、取り込み作業は不要です。

なお、令和6年5月1日から10日までに請求した、「令和6年4月サービス提供分」の定率加算について、本件による過誤再請求は不要です。

また、本来の単位数よりも低い単位で請求しているケースは、「施設入所支援」と「生活介護」のサービスを提供した事業所のみになりますので、該当の事業所におかれては、本市でその影響額を算定したうえで、その分の支払方法を別途御案内します。

以上、御迷惑をおかけして大変恐縮ですが、御対応のほどよろしく申し上げます。

（障害福祉課給付担当 田村）

044-200-0873